

東日本大震災によつて被災した校舎の応急措置に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年五月九日

熊
谷
大

参議院議長 西岡武夫 殿

東日本大震災によつて被災した校舎の応急措置に関する質問主意書

東日本大震災の地震・津波によつて被災した校舎で授業を開始するに当たつては、児童生徒の安全確保のため学校施設の応急措置をしなければならない。文部科学省は、去る四月四日、「学校教育の早期再開に向けた災害復旧事業の実施について（通知）」を発出したとしているが、各自治体にとつて周知されていない状況にある。そこで、以下のとおり質問する。

一 応急措置としての事前着工についての周知徹底はどのように行つてあるか、文部科学省の具体的な取組について明らかにされたい。

二 本通知には以前の事務連絡（三月十五日、三月十七日付け）も参考として掲載されており、当該事務連絡には「直ちに、復旧工法、被害範囲等について国庫負担（補助）することを承認したものではないので注意すること」とある。これでは各自治体が費用を気にするあまり早期の復旧が進まず、児童生徒の安全がないがしろにされるおそれがある。国庫負担が認められる事前着工の範囲についての基準を明らかにされたい。また、当該基準に合致したものについては、直ちに国庫負担することを承認すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

